

インドネシア共和国
公報

2016 年 2134 号 法務人権省 商標登録

商標登録
に関する
インドネシア共和国
法務人権大臣規則
2016 年 67 号

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

インドネシア共和国法務人権大臣は、

商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号 6 条(3)項、8 条、21 条(4)項、27 条(3)項、39 条(3)項、40 条(4)項、41 条(9)項および 51 条の規定の実施のため、商標登録に関する法務人権大臣規則を定める必要があること

を検討し、

- 1.省に関する法律 2008 年 39 号（インドネシア共和国官報 2008 年 166 号、インドネシア共和国官報補遺 4916 号）；
- 2.商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号（インドネシア共和国官報 2016 年 252 号、インドネシア共和国官報補遺 5953 号）；
- 3.インドネシア共和国法務人権省で適用されている非税国家収入の種類と料金に関する政令 2014 年 45 号に対する 2 度目の改正に関する政令 2016 年 45 号（インドネシア共和国官報 2016 年 227 号、インドネシア共和国官報補遺 5940 号）により改正されたインドネシア共和国法務人権省で適用されている非税国家収入の種類と料金に関する政令 2014 年 45 号（インドネシア共和国官報 2014 年 125 号、インドネシア共和国官報補遺 5541 号）；
- 4.法務人権省に関する大統領規則 2015 年 44 号（インドネシア共和国官報 2015 年 84 号）
- 5.インドネシア共和国法務人権省の組織と業務手続に関する法務人権大臣規則 2015 年 29 号に対する改正に関する法務人権大臣規則 2016 年 6 号（インドネシア共和国公報 2016 年 186 号）により改正されたインドネシア共和国法務人権省の組織と業務手続に関する法務人権大臣規則 2015 年 29 号（インドネシア共和国公報 2015 年 1473 号）

を考慮し、

商標登録に関する法務人権大臣規則

を定めることを決める。

第 I 章

総則

第 1 条

この大臣規則では用語を以下のように定義する：

1. 商標とは、商品および/あるいはサービスの商業活動において、人あるいは法人が製造した物品および/あるいはサービスを差別化するための、二次元の絵、ロゴ、名称、言葉、文字、数字、色の構成、および/あるいは三次元の音声、ホログラム、あるいは上記のもの2つかそれ以上の組み合わせによるマークである。
2. 団体商標とは、他の同種の物品および/あるいはサービスと差別化するために、その物品、サービス、管理の性質、一般的特徴、品質に関して同一の特徴を有する物品および/あるいはサービスに用いられる商標である。
3. 商標権とは、一定の期間、登録された商標権者に対して国が与えた、その商標を自ら用いるか、あるいは他の者に用いる許可を与える独占的な権利である。
4. 出願とは、大臣に提出される商標登録の申請である。
5. 出願人とは、商標出願を提出する個人あるいは法人である。
6. 代理人とは、インドネシア共和国の領域内に居住する、あるいは永続的な居所を持つ知的財産コンサルタントである。
7. 受理日とは、最低限の条件を満たした出願を受けつけた日付である。
8. 優先権とは、工業所有権の保護に関するパリ条約(Paris Convention for the Protection of Industrial Property) あるいは世界貿易機関を設立する協定(Agreement Establishing the World Trade Organization)の加盟国から出願を行う出願人の、その国際条約に基づいて定められた期限内に出願が行われる限り、出身国における受理日が、やはり両条約のいずれかの加盟国である目的とする国の出願優先日となる権利である。
9. 大臣とは、法務分野の行政業務を行う大臣である。
10. 総局長とは、知的財産総局長である。
11. 総局とは、知的財産総局である。
12. 送付日とは、郵便消印の日付および/あるいは電子的に書簡が送付された日付である。
13. 商標公報とは、電子的および/あるいは非電子的な設備を通じて、大臣が定期的に発行し、

商標に関する規定を掲載した公式の媒体である。

14.日とは労働日である。

第2条

この大臣規則の範囲は以下の事項からなる：

- a.出願の条件と手続；
- b.物品とサービスの分類；
- c.出願の拒絶；
- d.登録された商標証の補正；
- e.登録された商標保護期間の延長申請の条件と手続；
- f.名前および/あるいは住所の登記変更申請の条件と手続；
- g.商標権の移転登記申請の条件と手続；
- h.団体商標の登録出願；および
- i.証書の公式の抄本

第II章

出願の条件と手続

第1部

出願の条件

第3条

(1)出願は、出願人あるいはその代理人が、インドネシア語で申請書を2部記入して、大臣に提出する。

(2)(1)項で定められた出願は、少なくとも以下の事項を記載する：

- a.出願の年月日；
- b.出願人のフルネーム、国籍および住所；
- c.代理人を通じて出願を提出する場合、代理人のフルネームおよび住所；
- d.出願が優先権を用いて提出される場合、最初に商標の申請がされた国と日付；
- e.商標のラベル；
- f.商標が色の要素を用いて登録が申請される場合、色；
- g.物品の分類および/あるいはサービスの分類、また物品のサービスの詳細および/あるいはサービスの種類の詳細

(3)(2)項で定められた出願の提出において、以下の書類を添付しなければならない：

- a.出願費用の支払い証明書；
- b.商標のラベル3枚、サイズは最小で2 x 2 cm、最大で9 x 9 cm；

- c.商標の所有表明書；
 - d.代理人を通じて出願を提出する場合、委任状；
 - e.出願が優先権を用いて提出される場合、優先権の証明書とそのインドネシア語訳
- (4)(2)項 e で定められた商標が三次元の場合、添付される商標ラベルは、その商標の視覚的な特徴および保護請求の詳細説明という形式で表示される。
- (5)(2)項 e で定められた商標が音声の場合、商標のラベルは楽譜と音声の録音という形で添付される。
- (6)(2)項 e で定められた商標が楽譜の形で添付することができない音声の場合、商標のラベルはソノグラムという形で添付される。
- (7)(2)項 e で定められた商標がホログラムの場合、商標のラベルはさまざまな側面からの視覚的な見え方という形で添付される。
- (8)(1)項で定められた出願申請書のフォーマットは、総局長が定める。

第 4 条

- (1)3 条(1)項から(3)項 a および b で定められた書類条件を満たしている出願は、受理日が与えられる。
- (2)大臣は、(1)項で定められた出願を商標公報で公告する。
- (3)(1)項で定められた商標公報内での出願公告は、2 ヶ月間続けられる。

第 5 条

- (1)4 条(3)項で定められた公告期間中、あらゆる者が当該の出願に対する異議を書面で大臣に提出できる。
- (2)(1)項で定められた異議の提出は、法務人権省で適用されている非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。
- (3)(1)項で定められた異議に対して、出願人あるいはその代理人は答弁を書面で大臣に提出する権利がある。
- (4)(3)項で定められた答弁は、大臣が送付する異議の写しの送付日から数えて遅くとも 2 カ月以内に提出する。

第 2 部

出願の手続

第 6 条

- 3 条で定められた出願は以下の方法で行うことができる：
- a.電子的な方法；あるいは
 - b.非電子的な方法

第7条

- (1)6条 a で定められた電子的な出願は、総局の公式ウェブサイトを通じて行う。
- (2)(1)項で定められた出願の提出において、出願人は電子申請書に記入しなければならない。
- (3)(2)項で定められた申請書に記入の他、出願人は3条(3)項で定められた書類をアップロードしなければならない。

第8条

- (1)6条 b で定められた非電子的な出願は、書面で大臣に提出する。
- (2)(1)項で定められた出願の提出において、出願人は3条(3)項で定められた書類を添付しなければならない。

第9条

- (1)全ての出願が審査を行われなければならない。
- (2)(1)項で定められた審査は、条件文書に不備がないかに対して行われる。
- (3)(2)項で定められた審査は、受理日から数えて遅くとも15日以内に行われる。

第10条

- (1)9条で定められた審査の結果に基づいて、条件書類に不備が見つかった場合、大臣は不備をなくすために出願人に書面で通知する。
- (2)(1)項で定められた通知は、受理日から数えて遅くとも30日以内に送付する義務がある。
- (3)(1)項で定められた出願人は、通知書の送付日から数えて遅くとも2ヶ月以内に、条件書類の不備をなくす義務がある。
- (4)(3)項で定められた期間内に、出願人が条件書類の不備をなくさなかった場合、出願は取り下げられたとみなされる。

第11条

- (1)優先権に関する条件に不備がある場合、出願人は優先権を用いた出願の提出期間の終了から数えて遅くとも3ヶ月以内に不備をなくさなければならない。
- (2)(1)項で定められた期間内に、出願人が優先権に関する書類の不備をなくさなかった場合、出願は優先権がないものとして処理される。

第12条

- (1)9条で定められた審査結果に基づいて、出願が不備がなく、また公告期間が経過した場合、出願は審査官による実体審査が行われる。
- (2)(1)項で定められた公告期間に異議が申し立てられた場合、実体審査は答弁の提出期限の

終了日から数えて遅くとも 30 日以内に行われる。

(3)(1)項で定められた公告期間に異議が申し立てられなかった場合、実体審査は公告の終了日から数えて遅くとも 30 日以内に行われる。

第 13 条

(1)12 条(1)項で定められた実体審査は、遅くとも 150 日の期間中に行われる。

(2)(1)項で定められた実体審査を行うにおいて、全ての異議およびあるいは答弁が考慮材料となる。

第 III 章

物品とサービスの分類

第 14 条

(1)全ての出願には物品およびあるいはサービスの分類が記載される。

(2)(1)項で定められた物品およびあるいはサービスの分類は、物品およびあるいはサービスの種類の詳細を記載する。

(3)(1)項で定められた出願は、一つの出願に複数の物品およびあるいはサービスの分類を提出できる。

(4)(1)項で定められた物品およびあるいはサービスの分類に関する規定は、標章の登録のため商品及びサービスの国際分類に関するニース協定を指針とする。

第 15 条

(1)物品およびあるいはサービスの分類と種類の記入が物品およびあるいはサービスの分類と異なっている場合、大臣は出願された申請書の物品およびあるいはサービスの種類を削除できる。

(2)物品およびあるいはサービスの分類の記述の誤りが生じた場合、大臣は現行の規定に従い、物品およびあるいはサービスの分類の記述を修正する。

(3)(1)項および (2) 項で定められた削除および修正は、受理日から数えて遅くとも 30 日以内に、書面で出願人に通知される。

(4)削除された物品およびあるいはサービスの種類に対しては、出願人は新たな出願を提出することができる。

第 IV 章

出願の拒絶

第 1 部

登録できず、拒絶される商標

第 16 条

- (1) 以下の場合、商標登録の出願は登録できない：
- a. 国のイデオロギー、法令、倫理、宗教、礼儀あるいは公共秩序に反する；
 - b. 登録を出願された物品および/あるいはサービスと同じ、関連している、あるいはそれを述べただけである；
 - c. 登録を出願された物品および/あるいはサービスの由来、品質、種類、大きさ、品種、使用目的について市民を誤解させ得る、あるいは同種の物品および/あるいはサービスのための育成者権の名称である；
 - d. 製造された物品および/あるいはサービスの品質、利益あるいは効能に応じていない説明が記載されている；
 - e. 差別化する能力がない；あるいは
 - f. 一般的な名称および/あるいは公共の機関の名称である。
- (2) 出願された商標が、以下のものと要部において、あるいは全体において同一である場合、大臣は出願を拒絶する：
- a. 同種の商品および/あるいはサービスに対して、他者が所有する、あるいは他の者が先行して出願している商標である；
 - b. 他者が所有する同種の物品および/あるいはサービスの有名商標である；
 - c. 特定の条件を満たした、他者が所有する同種でない物品および/あるいはサービスの有名商標である；あるいは
 - d. 登録された地理的表示である。
- (3) 商標が以下の場合、大臣は商標登録の出願を拒絶する：
- a. 権利を持つ者からの書面による同意に基づく場合を除いて、著名人の名前あるいは略称である、または類似している、写真である、他者が所有する法人の名称である；
 - b. 権利を持つ者からの書面による同意に基づく場合を除いて、ある国、国家機関、国際機関の名称または略称、旗、象徴、シンボル、表象の模倣、類似である；あるいは
 - c. 権利を持つ者からの書面による同意に基づく場合を除いて、国あるいは政府機関が使用する印、判、スタンプの模倣、類似である。
- (4) 悪意を持つ出願人が出願を提出した場合、大臣はその出願を拒絶する。

第 17 条

- (1) 16 条(2)項で定められた要部において同一であることの評価は、ある商標と他の商標の間で、その商標中にある形状、配置方法、記述方法、あるいは要素の間の組み合わせに関しても、発音が同一であることに関しても同一である印象を引き起こす支配的な要素の存在により生み出された類似に留意して行われる。

(2)16条(2)項 a および b で定められた物品および/あるいはサービスの決定基準は、以下の事項に基いて、物品と物品、物品とサービス、サービスとサービスの形をとることができる：

- a.物品および/あるいはサービスの性質；
- b.物品の使用目的および方法；
- c.物品および/あるいはサービスの補足；
- d.物品および/あるいはサービスの競合；
- e.物品および/あるいはサービスの流通経路；
- f.関連する消費者；あるいは
- g.物品および/あるいはサービスの製造の由来

第 2 部 有名商標の基準

第 18 条

(1)16条(2)項 b および c で定められた有名商標の決定基準は、当該の事業分野におけるその商標についての市民の一般的な知識に留意して行われる。

(2)(1)項で定められた市民は、消費者市民あるいはその有名商標により保護された物品および/あるいはサービスに対する製造、宣伝、流通、販売に関係を有する一般市民である。

(3)(1)項で定められた有名商標としての商標の基準の決定において、以下の事項が検討される：

- a.有名商標としての、当該の事業分野におけるその商標に対する市民の知識あるいは認識の水準；
- b.所有者がその商標を用いることによって得る物品および/あるいはサービスの売上と利益の量；
- c.社会における物品および/あるいはサービスの流通に関連して、その商標が占める市場シェア；
- d.商標使用の地方へのリーチ；
- e.商標使用の期間；
- f.商標の頻度と宣伝、その宣伝に用いられた投資額を含む；
- g.他国での商標登録あるいは商標登録出願；
- h.商標分野の法令遵守の達成度合、特に権限を持つ機関による、その商標の有名商標としての認識について；あるいは
- i.その商標により保護された物品および/あるいはサービスの評判および品質保証により、取得される商標に付随する価値

第 3 部 有名商標に基づく出願拒絶

第 19 条

- (1)18 条で定められた基準を考慮し、16 条(2)項 b および c で定められた他者が所有する有名商標と要部において、あるいは全体において同一である場合、出願は拒絶される。
- (2)16 条(2)項 c で定められた、同種でない物品および/あるいはサービスの有名商標に基づいて行われる出願の拒絶は、特定の条件を満たさなければならない。
- (3)(2)項で定められた特定の条件は以下のものを含む：
- a.出願に対して、有名商標の所有者による書面で提出された異議申し立てがある；および
 - b.既に登録された有名商標
- (4)(3)項 a で定められた異議は、異議の申立人が所有する商標と、同種でない物品および/あるいはサービスの他者による出願が要部において、あるいは全体において同一であり、他者により出願されたものは有名商標であるという十分な理由と証拠を添付しなければならない。

第 V 章 証書の補正

第 20 条

- (1)大臣が既に発行した商標証は補正できる。
- (2)(1)項で定められた補正は、以下の場合に行うことができる：
- a.出願の提出時点で誤りがあった；あるいは
 - b.証書の発行時点で誤りがあった
- (3)(2)項 a で定められた理由による証書補正は、法務人権省に適用されている非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。
- (4)(2)項 b で定められた証書補正は費用を課されない。

第 21 条

- (1)20 条で定められた証書補正は、申請に基づいて提出される。
- (2)(1)項で定められた申請は、出願人あるいはその代理人が書面で大臣に提出する。
- (3)(1)項で定められた申請は、少なくとも以下の事項を記載する：
- a.出願人の名前；
 - b.商標登録番号；および
 - c.補正の理由
- (4)(3)項で定められた申請の提出において、以下のものを添付しなければならない：

- a. 証書のコピー；
- b. 出願のコピー；
- c. 代理人を通じて申請を提出する場合、委任状；および
- d. 申請に費用が課される場合、費用の支払い証書

第 22 条

- (1) 証書の補正結果は、大臣が署名した証書補正証明書の形になる。
- (2)(1)項で定められた証書補正証明書は、証書補正申請の受理日から数えて、遅くとも 15 日以内に発行される。
- (3)(2)項で定められた証書補正証明書は、出願人あるいはその代理人に送付される。

第 VI 章

登録された商標保護期間の延長申請の条件と手続

第 23 条

登録された商標保護期間の延長申請は、商標の所有者あるいはその代理人が以下の方法で大臣に提出する：

- a. 電子的な方法；あるいは
- b. 非電子的な方法

第 24 条

23 条で定められた登録された商標保護期間の延長申請の提出において、以下の条件書類を添付しなければならない：

- a. 当該の商標が依然として製造および/あるいは販売されている、商標証に記載された物品あるいはサービスに依然として用いられているという表明書；
- b. 代理人を通じて提出する場合、委任状；および
- c. 費用の支払い証書

第 25 条

- (1) 23 項 a で定められた電子的な登録された商標保護期間の延長申請は、総局の公式ウェブサイトを通じて行う。
- (2)(1)項で定められた申請の提出において、出願人は電子申請書に記入しなければならない。
- (3)(2)項で定められた申請書に記入の他、出願人は 24 条で定められた書類をアップロードしなければならない。
- (4)(2)項で定められた申請書のフォーマットは、総局長が定める。

第 26 条

- (1)23 条 b で定められた非電子的な登録された商標保護期間の延長申請は、出願人あるいはその代理人が書面で大臣に提出する。
- (2)(1)項で定められた申請の提出において、出願人あるいはその代理人が、インドネシア語で申請書を 2 部記入しなければならない。
- (3)(2)項で定められた出願は、24 条で定められた条件書類を添付しなければならない。
- (4)(2)項で定められた申請書のフォーマットは、総局長が定める。

第 27 条

- (1)23 条で定められた登録された商標保護期間の延長申請は、その登録された商標の保護期間終了前の 6 ヶ月間、提出することができる。
- (2)(1)項で定められた申請は、法務人権省に適用されている非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。
- (3)(1)項で定められた登録された商標保護期間の延長申請が、登録された商標の保護期間終了後に提出された場合、延長申請は登録された商標の保護期間終了日から数えて最長で 6 ヶ月の期間中、行うことができる。
- (4)(3)項で定められた登録された商標保護期間の延長申請は、費用と延長費用と同額の罰金が課される。

第 28 条

- (1)大臣は申請が受理され、不備がないと言明された日から数えて遅くとも 2 ヶ月以内に登録された商標保護期間の延長の登記を行う。
- (2)大臣は(1)項で定められた登録された商標保護期間の延長の登記を商標公報において公開する。
- (3)大臣は登録された商標保護期間の延長の登記実施を、書面で、登録された商標保護期間の延長の登記日から数えて遅くとも 15 日以内に、出願人あるいはその代理人に通知する。

第 29 条

登録された商標保護期間の延長申請に不備があると言明された場合、延長申請は受理されない。

第 VII 章

名前および/あるいは住所の登記変更申請の条件と手続

第 30 条

- (1)登録された商標権者の名前および/あるいは住所の登記変更申請は、商標権者あるいはそ

の代理人が以下の方法で大臣に提出する：

- a. 電子的な方法；あるいは
- b. 非電子的な方法

(2)(1)項で定められた申請は、法務人權省に適用されている非税国家収入分野の法令の規定に従った費用が課される。

第 31 条

30 条で定められた登録された商標権者の名前および/あるいは住所の登記変更申請において、以下の条件書類を添付しなければならない：

- a. 登録された商標権者の名前および/あるいは住所変更の証明書；
- b. 登録された商標証のコピー、登録された商標の公的な抄本、あるいは出願の証明書；
- c. 登録された商標の所有者が法人の場合、法人変更証書の正式な写し；
- d. 出願人の身分証のコピー；
- e. 代理人を通じて提出する場合、委任状；および
- f. 支払い証書

第 32 条

(1)30 条(1)項 a で定められた電子的な、登録された商標権者の名前および/あるいは住所の登記変更申請は、総局の公式ウェブサイトを通じて行う。

(2)(1)項で定められた出願の提出において、出願人は電子申請書に記入しなければならない。

(3)(2)項で定められた申請書に記入の他、出願人は 31 条で定められた書類をアップロードしなければならない。

(4)(2)項で定められた申請書のフォーマットは、総局長が定める。

第 33 条

(1)30 条(1)項 b で定められた非電子的な登録された商標権者の名前および/あるいは住所の登記変更申請は、出願人あるいはその代理人が書面で大臣に提出する。

(2)(1)項で定められた申請の提出において、出願人あるいはその代理人が、インドネシア語で申請書を 2 部記入しなければならない。

(3)(2)項で定められた出願は、31 条で定められた条件書類を添付しなければならない。

(4)(2)項で定められた申請書のフォーマットは、総局長が定める。

第 34 条

(1)全ての登録された商標権者の名前および/あるいは住所の登記変更申請は、審査が行われなければならない。

(2)(1)項で定められた審査は、条件書類に不備がないかに対して行われる。

(3)(2)項で定められた審査は、申請の受理日から数えて遅くとも 15 日以内に行われる。

第 35 条

(1)34 条で定められた審査の結果に基づいて、条件書類に不備が見つかった場合、大臣は不備をなくすために出願人に書面で通知する。

(2)(1)項で定められた通知は、審査の終了日から数えて遅くとも 30 日以内に送付する義務がある。

(3)(1)項で定められた出願人は、通知書の送付日から数えて遅くとも 2 ヶ月以内に、条件書類の不備をなくす義務がある。

(4)(3)項で定められた期間内に、出願人が条件書類の不備をなくさなかった場合、申請は取り下げられたとみなされる。

第 36 条

(1)34 条で定められた審査結果に基づいて、条件書類に不備がないと言明された場合、大臣は申請の受理日から数えて 2 ヶ月以内に、登録された商標権者の名前および/あるいは住所の登記の変更を行う。

(2)大臣は(1)項で定められた登録された商標権者の名前および/あるいは住所変更の登記を商標公報において公開する。

(3)大臣は登録された商標権者の名前および/あるいは住所変更実施を、書面で、名前および/あるいは住所の変更の登記日から数えて遅くとも 15 日以内に、出願人あるいはその代理人に通知する。

第 37 条

(1)名前および/あるいは住所の登記変更は、出願が手続中の商標に対して行うことができる。

(2)(1)項で定められた出願の手続中の商標の出願人の名前および/あるいは住所の登記変更は、大臣が商標公報において公開する。

第 VIII 章

商標権の移転登記申請の条件と手続

第 38 条

(1)登録された商標権の移転登記申請は、商標権者あるいはその代理人が以下の方法で大臣に提出する：

- a. 電子的な方法；あるいは
- b. 非電子的な方法

(2)(1)項で定められた申請は、法務省に適用されている非税国家収入分野の法令の規定

に従った費用が課される。

第 39 条

(1)38 条で定められた商標権の移転登記申請の提出において、以下の条件書類を添付しなければならない：

a.以下の形の商標権移転の証拠：

- 1.相続のファクトワ（宣告）
- 2.遺言書；
- 3.ワクフの証書；
- 4.贈与の証書；
- 5.契約の証書；あるいは
- 6.法令により正しいとされる他の証明

b.商標証のコピー、登録された商標の公的な抄本、あるいは出願の証明書；

c.移転を受ける者が法人である場合、法人証書の正式な写し；

d.出願人の身分証のコピー；

e.代理人を通じて提出する場合、委任状；および

f.費用の支払い証書

(2)(1)項 a で定められた商標権の移転の証拠がインドネシア語で作成されたものでない場合、出願人は宣誓翻訳者によって行われた、インドネシア語の翻訳を添付しなければならない。

第 40 条

同種の物品および/あるいはサービスの、要部において、あるいは全体において同一な複数の商標を持つ商標権者による登録された商標権の移転は、同一の者に対して、全ての登録された商標を移転する場合にのみ行うことができる。

第 41 条

(1)38 条(1)項 a で定められた電子的な、商標権の移転登記申請は、総局の公式ウェブサイトを通じて行う。

(2)(1)項で定められた出願の提出において、出願人は電子申請書に記入しなければならない。

(3)(2)項で定められた申請書に記入の他、出願人は 39 条で定められた書類をアップロードしなければならない。

(4)(2)項で定められた申請書のフォーマットは、総局長が定める。

第 42 条

(1)38 条(1)項 b で定められた非電子的な商標権の移転登記申請は、出願人あるいはその代理

人が書面で大臣に提出する。

- (2)(1)項で定められた申請の提出において、出願人あるいはその代理人が、インドネシア語で申請書を2部記入しなければならない。
- (3)(2)項で定められた出願は、39条で定められた条件書類を添付しなければならない。
- (4)(2)項で定められた申請書のフォーマットは、総局長が定める。

第43条

- (1)全ての商標権の移転登記申請は、審査が行われなければならない。
- (2)(1)項で定められた審査は、条件書類に不備がないかに対して行われる。
- (3)(2)項で定められた審査は、申請の受理日から数えて遅くとも15日以内に行われる。

第44条

- (1)43条で定められた審査の結果に基づいて、条件書類に不備が見つかった場合、大臣は不備をなくすために出願人に書面で通知する。
- (2)(1)項で定められた通知は、審査の終了日から数えて遅くとも30日以内に送付する義務がある。
- (3)(1)項で定められた出願人は、通知書の送付日から数えて遅くとも3ヶ月以内に、条件書類の不備をなくす義務がある。
- (4)(3)項で定められた期間内に、出願人が条件書類の不備をなくさなかった場合、申請は取り下げられたとみなされる。

第45条

- (1)43条で定められた審査結果に基づいて、条件書類に不備がないと言明された場合、大臣は申請の受理日から数えて6ヶ月以内に、商標権の移転の登記を行う。
- (2)大臣は(1)項で定められた商標権の移転の登記を商標公報において公開する。
- (3)大臣は商標権の移転登記実施を、書面で、商標権の移転の登記日から数えて遅くとも15日以内に、出願人あるいはその代理人に通知する。

第46条

- (1)商標権の移転登記申請は、まだ出願が手続中の商標に対して行うことができる。
- (2)(1)項で定められた出願の手続中の商標の商標権の移転登記申請は、大臣が商標公報において公開する。

第IX章

団体商標の登録出願

第 47 条

- (1) 団体商標としての商標登録出願は、出願中に明確にその商標が団体商標として用いられると言明されている場合にのみ受理される。
- (2)(1) 項で定められた団体商標利用についての言明の他、出願人はその商標を団体商標として利用する規定の写しを添付する義務がある。
- (3)(2) 項で定められた団体商標の利用の規定は、少なくとも以下の事項についての規定を記載する：
 - a. 製造および販売される物品および/あるいはサービスの性質、一般的特徴、品質；
 - b. 団体商標の利用に対する管理；および
 - c. 団体商標利用の規定の違反に対する罰則
- (4) 中小零細企業をエンパワーメントするため、政府はその事業の開発および/あるいは公共サービスのための団体商標を登録することができる。

第 48 条

3 条から 46 条で定められた出願の条件と手続、物品とサービスの分類、出願の拒絶、登録された商標証の補正、登録された商標保護期間の延長申請の条件と手続、名前および/あるいは住所の登記変更申請の条件と手続、商標権の移転登記申請の条件と手続に関する規定は、必要な修正を加えれば団体商標に対しても適用される。

第 49 条

登録された団体商標はその団体商標のコミュニティが使い、他者へライセンスを与えることはできない。

第 X 章

商標証書の公式の抄本

第 50 条

- (1) 商標証の公式の抄本の申請は、出願人あるいはその代理人が、商標および登録番号を記載したインドネシア語の書面で、大臣に提出する。
- (2)(1) 項で定められた申請は、登録された商標に対して提出する。
- (3)(1) 項で定められた申請は、費用の支払い証書を添付しなければならない。

第 51 条

大臣は、申請の受理日から数えて遅くとも 15 日以内に、商標証の公式の抄本を与える。

第 XI 章

移行規定

第 52 条

この大臣規則の施行前に既に提出された商標登録、登録された商標の保護期間の延長、商標権の移転、登録された商標権者の名前およびあるいは住所の登記変更の申請、団体商標の登録申請および商標証の公式の抄本の申請は、以前の法令の規定に基づいて処理される。

第 XII 章

終末規定

第 53 条

この大臣規則は、法制化の日から 1 ヶ月後に施行される。

全ての者が知ることができるよう、この大臣規則の法制化をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにおいて制定

2016 年 12 月 30 日

インドネシア共和国

法務人権大臣

YASONNA H. LAOLY

ジャカルタにおいて法制化

2016 年 12 月 30 日

インドネシア共和国

法務人権省

法令総局長

WIDODO EKATJAHJANA